

新型コロナウイルス感染に係る社会福祉施設等支援事業

本県として取り組む支援

【事業１】感染者等が発生した社会福祉施設等（以下「感染施設」という。）への派遣職員等の調整（マッチング）及び応援職員を派遣する施設等（以下「派遣元施設」という。）における代替職員等の調整（マッチング）

● 事業内容

感染施設へ職員の派遣可能な施設等を募り（派遣可能施設名簿を作成）、感染者対応等のために介護職等の人員が必要となる感染施設に対して、応援職員の派遣調整を行う。

また、短期雇用が可能な人材を募り（短期雇用候補者名簿を作成）、感染者対応等のために介護職等の人員が必要となる感染施設又は応援職員を派遣することに伴い人員が必要となる派遣元施設に対して、雇用職員の調整を行う。

※ 本事業における感染施設は、入所施設やグループホームなど利用者が生活の場としている施設等を対象としています。

※ 本事業は（福）神奈川県社会福祉協議会に委託し実施します。

名簿へ登録いただける施設・方におかれては、次により登録ください。

《感染施設への職員派遣可能施設の登録》

- 登録様式
様式1「派遣可能施設名簿登録書」
- 送付先
（福）神奈川県社会福祉協議会 総務企画部 企画調整・情報提供担当
- 送付方法
E-Mail : kikaku@knsyk.jp

《感染施設又は派遣元施設において勤務（雇用）可能な方の登録》

- 登録様式
様式2「短期雇用候補者名簿登録書」
- 送付先
（福）神奈川県社会福祉協議会 総務企画部 企画調整・情報提供担当
- 送付方法
E-Mail : kikaku@knsyk.jp

【事業2】 感染施設の直接雇用職員及び派遣元施設の代替職員の経費負担

● 事業内容

次の場合に、人件費等の経費を県が実費負担する（上限額あり）。

- ・ 新型コロナウイルス感染者を抱えたことにより、感染施設において新たに職員を雇用した場合（感染施設で新たに勤務する雇用職員）
- ・ 感染施設への職員派遣を行うことにより、派遣元施設において新たに職員を雇用した場合（派遣元施設で新たに勤務する代替職員）
- ・ 感染施設において、感染施設に所属し、感染者の処遇に当たる職員が、自宅に帰れずホテル等で宿泊した場合（宿泊費の定額負担）

※ なお、本事業の詳細については、別途お知らせします。

【事業3】 派遣旅費等に要する費用の実費負担

● 事業内容

感染施設等に対して職員を派遣した場合、派遣職員に係る旅費、宿泊費及び損害保険料等について実費負担する。

（国庫補助事業「生活困窮者就労準備支援事業等補助金」により実施）

※ なお、本事業の詳細については、別途お知らせします。